

確定申告が2月16日(金)から

消費税・地方消費税

確定申告と納税は正しくお早めに

個人事業主の方の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は4月2日(月)までとなっています。

消費税及び地方消費税の申告書は、なるべく所得税の申告書と一緒に提出されるようお願いします。(土・日曜日は閉庁日です。)



各申告書は、町・県民税や国民健康保険税等を計算する資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますので、該当項目に正しく記入し期限までに申告してください。

税金電話相談(タックスアンサー)のご利用を

タックスアンサーは、身近な税金についてコンピューターが自動的に音声でお答えする電話サービスです。タックスアンサーは、24時間いつでも利用でき、大変便利です。

タックスアンサーを利用される場合には「コード番号」が必要となりますが、主な相談内容のコード番号についてはNTTの電話帳(ハローページP35、タウンページP41)に掲載されています。

コード番号の一覧表(およそ600項目)は税務署や市町村役場の窓口にあります。

また、税金電話相談の回答文やコード表を、ファックスで入手することもできます。TEL 025-223-2299

住民税

住民税の申告をしなければならない人

次のような方は住民申告をしなければなりません。

- ①事業所得(営業・農業・その他事業)、配当所得、不動産所得、雑所得等のあった人。
※確定申告をした人を除く
- ②国民健康保険加入者。
- ③扶養家族として証明書が必要な人。
- ④生命保険や医療費控除を受けようとする人。

なお、該当する方には後日、申告書を送付しますので申告の手引きをよく読んで正しい申告をしてください。

所得税・住民税とも申告には
・印鑑 ・源泉徴収票(原本)
・各種領収書 ・証明書
などが必要です。

所得税の還付申告は二番館で!

本年も、関東信越税理士会新津支部では次の日程で二番館(旧新津市役所)に次のような方を対象として、還付申告会場を設けることにしました。(無料です)対象者は・年金を受給されている方

- ・給与所得者で
- ①医療費控除を受ける方
- ②2ヶ所以上から給与を受けている方
- ③年の途中で退職した場合などで年末調整されなかった方

会場 新津市本町二番館(旧新津市役所 2階)
期間 2月1日(木)～2月21日(水)※土・日休日を除く
時間 午前9時～午後4時(受付は午後3時まで)
詳しくは関東信越税理士会新津支部
23-2512もしくは23-5825まで

納税証明書を請求される方に

2月、3月は所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のため、窓口がたいへん混雑し、納税証明書を発行できない場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求されるようお願いいたします。

なお、これから所得税の確定申告をされる方で、「納税証明書その2(所得金額用)」が必要な方は、申告書の提出と同時に請求されるようお願いいたします。

また、申告及び納付の直後(約1ヶ月以内)に「納税証明書その1(納税額用)」を請求される場合には「申告書控」と「領収証書」を持参してください。

いずれの場合も、ご本人であることの確認のため、身分証明書(運転免許書等)を持参してください。

はじまります

所得税

申告すれば税金の戻る人

確定申告をしなくてもよい人でも、次のような場合は源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を出すことができます。

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人。
- ②給与所得で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
- ③給与所得者で次のような人。
イ 災害や盗難にあった人。
ロ 多額の医療費を払った人。
ハ 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人。

還付申告書は2月15日以前でも提出できます。早めの提出をお願いします。還付申告を早く提出すれば、税金が早く還付されます。

申告の相談に必要なもの

- ◇申告書・印鑑
(昨年の申告書の控えがあれば、お持ちください。)
- ◇筆記用具・計算器具
- ◇金融機関名、口座番号のわかる書類
- ◇社会保険料の支払額の判明する書類及び生命・損害保険料控除証明書
(給与所得者で勤務先等に提出してある場合は不要です。)
- ◇その他所得控除を受けるための書類

◇次のような所得金額を計算できる書類など

【事業所得や不動産所得のある人など】

- ・収支内訳書または収入金額、必要経費などがわかる帳簿・書類(昨年の収支内訳書の控えがあれば、お持ちください。)

【給与所得のある人】

- ・源泉徴収票(原本)

【年金を受給している人】

- ・公的年金等の源泉徴収票(原本)

【土地や建物などを売った人】

- ・売買契約書
- ・取得価格のわかる書類
- ・仲介手数料など譲渡費用のわかる書類など

【その他の収入のあった人】

- ・収入のわかる書類など

所得税・住民税 3月15日(木)まで
消費税・地方消費税 4月2日(月)まで

申告が必要な人

次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ①事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成12年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等合計額を差し引き、その金額をもとに算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える人。
- ②給与所得者で次のいずれかの要件などに当てはまる人。
イ 給与の年収が2千万円を超える人。
ロ 2ヶ所以上から給与をもらっている人。
ハ 1ヶ所から給与の支払を受けている人で給与所得者や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人。
ニ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている人。

確定申告の結果、納税しなければいけなくなった場合

方法は…

- 1、納付書を持って金融機関等で納付する。
上記の場合の納税期限は……3月15日(木)
- 2、便利な口座振替制度を利用する。
上記の場合の納税期限は……4月18日(水)

口座振替の納期限は自主納付の納期限より1ヶ月遅いため、確定申告を3月15日にしたとしても当日は納めないで済みます。4月18日(水)にあなたの口座より自動振替されます。ぜひこの便利な「口座振替制度」をご利用ください。

※振替納税をご利用の皆様へ!

～振替日前に預金残高の確認をお願いします。～

今回の平成12年分の確定申告分に係る口座振替日は、

所得税 4月18日(水)
消費税 4月26日(木)

なお、預貯金残高不足等で引き落としできませんと、

所得税 3月16日(金)
消費税 4月3日(火)

から延滞税がかかりますので、ご注意ください。